

理事候補者の募集要項

公益財団法人長野県下水道公社

1 趣 旨

長野県下水道公社（以下、「当公社」という。）は、県内市町村等への上下水道事業に関する技術的サポートを行い、県内の水インフラを支えている団体です。下水処理場の維持管理、上下水道施設工事の調査・設計・施工監理等を通じて、持続可能な社会を実現します。

当公社の経営を担う理事を選任するに当たり、その候補者を募集します。

2 募集内容

理事候補者 1名

※ 理事は、理事候補者のうちから当公社評議員会（令和7年3月下旬開催予定）において令和7年4月1日以降の理事として選任されます。

3 職務内容

法人経営全般

4 任 期

令和7年4月1日から令和9年6月開催予定の定時評議員会の終結の時まで。ただし、再任もあります。

※ 通常の任期は2年です。

5 勤務条件（常勤理事の場合）

- ・勤務地 本社（長野市南長野字幅下 667 番地 6 長野県土木センター 5 階）
- ・勤務時間 平日勤務（8時30分から17時15分）
- ・報酬 ①月額41万円（令和6年度実績）
②通勤手当を支給
- ・福利厚生 健康保険、厚生年金制度に加入

6 応募資格

- (1) 令和7年4月1日から勤務できる者で、任期を全うできる見込みがあり、任期満了時において65歳以下であること。
- (2) 常勤の理事として、当公社の業務に選任できる者であって、経営者として求められる見識を有している者であること。
- (3) 経営者として組織ガバナンスを適切に遂行できる能力を有していること。
- (4) 経営基盤強化や人材育成の推進を図り、効率的かつ円滑な業務運営ができること。

7 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、理事となることはできません。

- (1) 公益法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」

- という。)第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- (2) 以下に掲げる行為により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ① 公益法人認定法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したこと
 - ② 刑法に規定する傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪若しくは背任罪又は暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したこと
 - ③ 国税若しくは地方税に関する法律のうち偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとすることに係る罪を定めた規定に違反したこと
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

8 申込方法等

- (1) 申込書等の配布
- ・申込書等は、当社のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.npspc.or.jp/news-notice/理事候補者の募集について>
 - ・郵送を希望される方は、郵便番号、住所及び氏名を明記し、110円切手を貼った封筒（長形3号（定型12cm×23.5cm））を同封して、当社経営企画部に申し込んでください。
- (2) 申込方法
- 応募者は、次の書類を当社経営企画部まで提出してください。
- ① 応募申込書
 - ・3か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。
 - ・学歴は最終学歴を記入してください。
 - ・職歴は、会社名、所属名、役職名及び職務内容等を記入してください。
 - ② 自己推薦書
 - ・A4用紙（40文字×40行）片面2枚以内で作成してください。
- (3) 受付期間
- 令和7年1月22日（水）から令和7年2月7日（金）まで（必着のこと）
- (4) 書類提出先
- 〒380-0837
長野市大字南長野字幅下 667 番地 6 長野県土木センター 5 階
公益財団法人長野県下水道公社 経営企画部

9 選考方法等

- ・原則として書類審査ですが、必要な場合には面接を実施します。
- ・選考結果は、令和7年2月下旬に郵送でお知らせします。